

＜対策のポイント＞

経済協力開発機構（OECD）への拠出金を通じ、①各国の農業・農村政策の調査・分析、②各国の新育種技術等に対する規制や安全性評価に関する調査・分析、③農薬登録制度の国際調和や農薬の人体・環境へのリスク削減のためのガイダンス策定等を支援します。

＜事業目標＞

①我が国農政への正しい理解の確保、②新育種技術等に対する規制の国際調和、③農薬登録の効率化や安全な農薬の安定供給に貢献します。

＜事業の内容＞

1. 食料安全保障に向けた農業・農村政策評価検討事業 68（-）百万円

我が国専門家を派遣し、我が国を含めOECD加盟国及び新興国における農業状況、農業・農村政策の変化等、各国の農業政策の分析・評価を行い、OECDの政策提言としてとりまとめる他、計量経済モデルを用いた主要農産物の今後10年間の需給及び市場動向について分析を行います。

2. 新育種技術により作出された農作物等の科学的な評価手法等に係る調和促進事業 40（41）百万円

我が国の専門家を派遣し、ゲノム編集技術等により開発された農林水産物（新品種）について、各国におけるゲノム編集技術等の新育種技術の研究開発動向、遺伝子組換え(GM)の規制や安全性評価に関する調査・分析、新育種事業に関するエビデンス情報を国際的に共有します。

3. 農薬作業部会 4（4）百万円

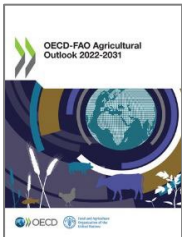
農薬の安全性の審査に必要な試験の実施方法や試験成績の評価方法を調和するためのガイドラインを策定するとともに、農薬の使用者や周辺環境へのリスクを削減するための措置に関するガイダンス等を作成・策定します。

＜事業イメージ＞

OECDは毎年、OECD加盟国及び新興国における農業の状況、農業政策の変化等を分析・評価した「**モニタリングレポート**」や、主要農産物ごとに今後10年間の需給及び市場動向を分析した「**農業アウトルック**」を、公表し、各国の農業政策に活用されています。



モニタリングレポート



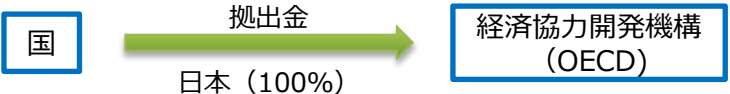
農業アウトルック

○バイオテクノロジーに関する規制の調和の推進

- ・ゲノム編集等によって作出された農林水産物は、我が国では規制は受けないが、政府に情報提供を行う手続きとなっており、世界に先駆けGABA高蓄積トマト等が上市。
- ・ゲノム編集技術に対する規制が各国で異なるところ、我が国がOECDで規制の国際調和を推進することで、我が国のプレゼンスを発揮。

- ・農薬登録に係る安全性審査等の制度の国際調和を推進し、申請者が各国政府に提出する試験データの共通化等を通じて、農薬登録を効率化
- ・各国の優良事例等に基づき、農薬の人の健康や環境に対するリスク削減を図り、より安全な農薬の安定供給とその適正使用を一層推進

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- 輸出・国際局新興地域グループ
1について 輸出・国際局国際戦略グループ
2について 農林水産技術会議事務局研究企画課
3について 消費・安全局農産安全管理課

- (03-3502-5913)
(03-6738-6155)
(03-3502-7408)
(03-3501-3965)